

## 法人・個人のメリット、デメリット

|           | 法 人                  | 個 人  |  |
|-----------|----------------------|--|--|
| 税金関係（節税面） | 1 経営者の給与             | 役員給与として適正であれば法人の損金にできます。また、経営者個人は収入から給与所得控除がさらに受けられます。       | 事業主に給与を支給しても必要経費となりません。                                      |
|           | 2 経営者の家族の給与          | 役員給与として適正であれば法人の損金にできます。また、経営者個人は収入から給与所得控除がさらに受けられます。       | 届出により、適用要件を満たせば専従者給与として必要経費になります。                            |
|           | 3 経営者の退職金            | 適正に支給したものは役員退職金として損金になります。                                   | 事業主、その家族に退職金は支給できません。  |
|           | 4 経営者・その家族に対する賃借料の支払 | 経営者・その家族に家賃等を支払った場合、適正なものは損金になります。                           | 事業主・その家族に家賃等を支払っても、必要経費にはなりません。ただし、事業資産を所有するための費用は必要経費となります。 |
|           | 5 経営者の生命保険料          | 例えば、被保険者が経営者で保険金の受取人を法人とする等の一定の生命保険契約による保険料の支払いは損金となります。     | 生命保険料控除で最高10万円しか控除できません。                                     |
|           | 6 税率                 | 法人税の税率は国税・地方税合わせて原則的に約40%です。中小法人は実質35%位です。                   | 個人の税率は国税・地方税合わせて最高で50%です。またその他個人事業税(4%~5%)がかかります。            |
|           | 7 交際費                | 法人の交際費は原則的に損金となりません。ただし、中小法人の場合は一定の範囲で損金となります。               | 個人の交際費は原則的に全額必要経費となります。                                      |
|           | 8 繰越欠損金              | 繰越欠損金は7年間使えます。   | 繰越損失は3年間しか使えません。   |
|           | 9 消費税                | 資本金が1千万円以上の会社は設立から課税事業者となります。                                | 個人は元入金の多寡で課税事業者になることはありません。                                  |
| 経営        | 1 企業イメージ             | 事業継続性等の点で対外的なイメージは良いと思われれます。                                 | 対外的なイメージは法人に比べ低いと思われれます。                                     |
|           | 2 資金調達               | 実績があれば、無担保、無保証で金融機関から融資を受けることも可能です。                          | 個人事業は法人よりも融資面で不利な場合が多いと思われれます。                               |
|           | 3 経営の合理化             | 個人と法人の「財布」が完全に分離され経営の合理化がし易くなります。                            | 事業と個人の「財布」が混同されているので、経営の合理化が難しくなります。                         |
|           | 4 社会保険               | 経営者及びその家族が経営者・使用人であれば、社会保険に加入できます。社保が完備していれば、優秀な人材確保にも繋がります。 | 通常、国民年金、国民健康保険に加入します。  |
|           | 5 事業承継               | 将来、後継者に持株(支配権)を計画的に贈与、譲渡すれば事業承継がし易くなります。                     | 事業資産の相続、贈与、譲渡により納税、買取資金が一般的に多額になる傾向があります。                    |
| 設立・維持費等   | 1 設立費用               | 会社の設立は登記が必要で設立費用として約30万円前後がかかります。                            | 事業を開始するための登記はありません。  |
|           | 2 登記                 | 会社の目的、本店所在地、役員の変更等がある都度、登記をする必要があり費用が発生します。                  | 事業継続に関連する登記はありません。   |
|           | 3 地方税の均等割額(定額税金)     | 法人は赤字でも最低7万円の法人住民税を納付しなければなりません。                             | 個人は赤字の場合、事業に係る地方税はありません。                                     |
|           | 4 顧問報酬等              | 法人は会社法・会計基準・法人税等より個人に比べ厳格となるため、規模により年間40万円前後高くなります。          | 個人の会計処理等は税法基準で行えるため、法人よりも手間が少なくなります。                         |